

「青森市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」 骨子案

1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、現在省令で施行されている障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を、条例で定めることとされました。

当該条例を定めることにより、指定障害者支援施設の利用者が、必要な訓練、介護その他の援助を受けることができ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

2 対象となる施設

本条例の対象となる施設は、「指定障害者支援施設」となります。

・指定障害者支援施設 11 施設

3 条例の基準となる省令

「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号)を基準とし条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

○従うべき基準

- ①障害福祉サービス等に従事する従業者に係る基準及びその員数
 - ②居室等の床面積
 - ③適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準
- 省令どおりの基準とします。

○参酌すべき基準

上記以外のその他の設備及び運営に関する基準

→省令と異なる基準を規定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分	主な項目	主な内容	
		厚生労働省令	市の考え方
指定障害者支援施設	従業員の員数	<p>○生活介護を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、生活支援員、サービス管理責任者 <p>○自立訓練(機能訓練)を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員、理学療法士、作業療法士、生活支援員、サービス管理責任者 <p>○自立訓練(生活訓練)を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員、サービス管理責任者 <p>○就労移行支援を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業指導員、生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者 	同内容とする
	従う	<p>○施設入所支援を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員、サービス管理責任者 	同内容とする
参酌	非常災害対策	<p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それを定期的に職員に周知しなければならない。</p>	同内容とする
	設備の基準	<p>訓練・作業室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。</p>	同内容とする